

荷待ち時間等の乗務記録への記載について

今般、荷主の都合による「待ち時間等の実態把握」から、過労運転の防止につなげることを目的に、平成29年5月31日に「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の改正が行われました。これに伴い平成29年6月8日には「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部も改正されました。

施行は平成29年7月1日からとなっていますので、本趣旨を十分理解していただき、乗務記録（運転日報）に「荷待ち時間」等の記載をお願いします。

但し、記載対象は最大積載量5トン以上、車両総重量8トン以上が対象です。また、30分未満の場合は省略して差しつかえありません。

1. 貨物自動車運送事業輸送安全規則（傍線の部分は改正部分）

（乗務等の記録）

第八条 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

一～五 （略）

六 車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合には、次に掲げる事項

イ 貨物の積載状況

ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合には、次に掲げる事項

（1）集貨地点等

（2）集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合には、当該日時

（3）集貨地点等に到着した日時

（4）集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時

（5）集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合には、附帯業務の開始及び終了の日時

（6）集貨地点等から出発した日時

七・八 （略）

2 （略）

（適正な取引の確保）

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

（1）公布日 平成29年5月31日（水）

（2）施行日 公布日から1カ月経過した日

2. 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

記

第1条～第7条 (略)

第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) 規則第8条第1項第6号イについては、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。

また規則第8条第1項第6号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を控除した時間（以下「待機時間」という。）が30分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。

附 則 (略)

附 則 (平成29年6月8日付け国自安第47号、国自貨第34号、国自整第65号) 改正後の通達は、平成29年7月1日から施行する。

荷待ち時間等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう乗務記録付票【記載例】

例 ①集貨地点等に到着(乗務記録記載)

- ② 荷待ち待機 (40分:荷主都合)
- ③-1 附帯業務 (20分:荷主都合)
- ③-2 附帯業務 (20分:本来業務)
- ④ 荷積み (60分:本来業務)

⑤集荷地点から出発(乗務記録記載)

※上記の場合、②＝待機時間40分(乗務記録記載要件(荷主都合による「荷待ち待機時間30分以上」)に合致。)

◎記入見本及び乗務記録付票を添付しましたので参考にして下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821

記入見本

荷待ち時間記録票

[平成29年7月12日]

※車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の車両が対象

車両番号:[]
集貨地点等(荷積み地/荷卸し地/附帯業務実施地):[○○食品(株)□□物流センター]

①

荷主指定の到着時刻(有る場合)
9 時 0 0 分

集貨地点等への到着時刻
8 時 0 0 分

②

荷待ち待機 開始・終了時刻	荷主都合による荷待ち待機の合計時間
9 : 0 0 ~ 9 : 4 0	時 4 0 分

③

附帯業務 開始・終了時刻
9 : 4 0 ~ 10 : 2 0

④

荷積み/荷卸し 開始・終了時刻
10 : 2 0 ~ 11 : 2 0

⑤

集荷地点等からの出発時刻
1 1 時 2 0 分

注 : 集貨地点等に到着した時刻(荷主から指定された場合は当該時刻)から出発した時刻までに、荷主都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要。

また、「荷待ち時間」(①、③~⑤)をデジタコなど他の方法で記録している場合は記録不要。

荷待ち時間記録票

[平成 年 月 日]

※車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の車両が対象

車両番号:[]
集貨地点等(荷積み地/荷卸し地/附帯業務実施地):[]

荷主指定の到着時刻(有る場合)	
時	分

集貨地点等への到着時刻	
時	分

荷待ち待機 開始・終了時刻
~



荷主都合による荷待ち待機の合計時間
時間 分

附帯業務 開始・終了時刻
~

荷積み/荷卸し 開始・終了時刻
~

集貨地点等からの出発時刻
時 分

注：集貨地点等に到着した時刻(荷主から指定された場合は当該時刻)から出発した時刻までに、荷主都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要。
また、「荷待ち時間」をデジタコなど他の方法で記録している場合は記録不要。